

## 令和3年度 介護支援専門員証更新のための研修概要

愛知県社会福祉協議会では、愛知県の指定を受けて、次のとおり介護支援専門員専門研修・更新研修・再研修を開催します。

### ◎更新に必要な研修の確認

介護支援専門員としての実務従事状況等により受講対象となる研修が異なりますので、更新を希望される方は、フローチャートを参考に受講する研修をご確認のうえ、有効期間内に受講してください。

#### 【介護支援専門員証の有効期間について】

介護支援専門員証の更新手続きは、有効期間が満了するまでに行わなければなりませんので、ご自身で正確に把握しておいてください。

なお、有効期間が満了しますと、介護支援専門員として業務に就くことができません。

(初めての更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック)

→フローチャート①が表示されます

(2回目以降の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック)

→フローチャート②が表示されます

(前回再研修修了者の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック)

→フローチャート③が表示されます

### ◎研修及び受講要件

研修名	研修受講のための要件
<b>専門研修</b> (注1) <b>有効期限が令和5年以降の方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方</li> <li>介護支援専門員として現在実務に就いている方</li> </ul>
課程Ⅰ＋Ⅱ 88時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が<b>3年以上</b>の方(継続して実務に就いていなくても合計で可)</li> </ul>
課程Ⅰ 56時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が<b>6か月以上</b>の方(継続して実務に就いていなくても合計で可)</li> </ul>
課程Ⅱ 32時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が<b>3年以上</b>の方(継続して実務に就いていなくても合計で可)</li> </ul>
<b>更新研修・再研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方</li> </ul>
実務経験者 (注1) 88時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の有効期間中に、実務に就いている方 又は 就いていた経験がある方</li> <li>→有効期間が <b>令和4年1月1日～12月31日</b>までの方が対象となります。</li> </ul>
実務経験者 (注1) 32時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の有効期間中に、実務に就いている方 又は 就いていた経験がある方で専門研修課程Ⅰを修了している方</li> <li>→有効期間が <b>令和4年1月1日～12月31日</b>までの方が対象となります。</li> </ul>
※令和3年度専門・更新研修(実務経験者)の募集は令和3年4月30日に終了しております。令和4年度のご案内及び募集は令和4年3月下旬を予定しております	
実務未経験者 54時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の有効期間中に、実務に就いていた経験がない方(予定も含む)</li> <li>→有効期間が <b>令和4年4月1日～令和5年3月31日</b>までの方が対象となります。</li> </ul>
<b>再研修</b> 54時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間が満了してしまい、再度介護支援専門員証の交付を受けようとする方</li> <li>→有効期間が <b>令和3年12月31日</b>までの方が対象となります。</li> </ul>

(注1) 専門研修を修了した場合、更新研修(実務経験者)は免除されます。

## ◎受講にあたっての留意事項

### 1. 受講時期について

各研修は、年1回の開催です。令和3年度の研修が最後の受講機会となる場合もありますので、ご自身の専門員証の有効期間をご確認のうえ、必要な研修を受講してください。

更新のための研修は、専門員証の有効期間内に研修を修了し、愛知県庁へ更新手続きを済ませなければなりません。**期限切れとならないよう、早めの受講をおすすめします。**

更新に関する詳細は愛知県福祉局高齢福祉課のホームページをご覧ください。

[http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/cm\\_koushin.html](http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/cm_koushin.html)

**主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修（本会実施）を受けたものとみなされます。**

**実施機関：シルバーサービス振興会（052-212-1685）**

**愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会（052-265-6398）**

### 2. 更新が2回目以降の方に必要な研修について

1回目の更新の際に、専門研修または更新研修（実務経験者）を修了しているか、1回目の更新後（前回の有効期間満了日以降）の実務経験があるかにより、必要な研修が異なります。

※「[介護支援専門員証の2回目以降の更新に必要な研修のフローチャート](#)」を必ずご確認ください。

### 3. 実務経験の範囲について

(1) 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所または施設において、介護支援専門員として実務に就いていたものに限ります。

- ①居宅介護支援事業所
- ②介護予防支援事業所(地域包括支援センター)
- ③小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ④介護老人福祉施設
- ⑤介護老人保健施設
- ⑥介護医療院（介護療養型医療施設）
- ⑦特定施設入居者生活介護事業所
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設
- ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑩認知症対応型共同生活介護事業所

ただし、上記の事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整を補助的に行うのみで、サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。

また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっておりますので、当該管理者については、実務経験があると認められます。

(2) 地域包括支援センターに配置されている保健師・社会福祉士等についても予防プランの作成を行っていれば、実務経験があると認められます。

いずれの場合も、介護支援専門員証の発行日からの実務従事期間のみが対象になります。

## ◎ お問い合わせ先・申し込み先（土・日及び祝休日を除く）

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 電話(052)212-5516 FAX(052)212-5518